

2022 (令和4)年度版

横浜市 ものづくり魅力発信助成金

募集案内



事前相談実施期間

2023年 **1月17日(火)** 17時まで

※予算額を超過した場合は、申請期限前に募集を終了することがあります

申請書類の提出期間

2023年 **1月31日(火)** 17時まで

指定様式等のダウンロード



横浜市 ものづくり魅力発信



<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/keieishien/seizou/kyousei-mono.html>

申請先及び お問合せ先

横浜市経済局ものづくり支援課(ものづくり魅力発信助成金担当)

TEL: 045-671-4681 (平日 9:00~17:00) ※昼時間(12:00~13:00)を除く

E-mail: ke-miryoku@city.yokohama.jp

〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10 横浜市役所 31 階



◆ご注意ください!◆

期限までにすべての必要書類が提出されない場合は、申請を受けられません。

1 目的

市内中小製造業者のものづくりに対する住民の理解促進及び児童・生徒を対象とした将来のものづくり人材の育成等を図るために実施する取組に対し、その活動経費の一部を助成することにより、ものづくりの魅力向上・発信に寄与することを目的とします。

2 助成対象者の要件

次の全てを満たしている必要があります。

- (1) 横浜市内に1年以上、事業所（本社、支社、工場、研究所(部門)）を置く製造業であり、かつ中小企業または個人事業主であること。
- (2) 2者以上の事業者で申請する場合は、構成員のうち2分の1以上が横浜市内に1年以上、事業所（本社、支社、工場、研究所(部門)）を置く製造業であり、かつ中小企業または個人事業主であること。

【注意】 次のいずれかに該当する場合は助成対象外となります

- ・ 構成員のうち 2 分の 1 以上が、本助成金の交付を申請する他の団体の構成員となっている場合
- ・ 申請年度に本助成金の交付を受けた者
- ・ 暴力団（横浜市暴力団排除条例（平成 23 年横浜市条例第 51 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずるもの、又はその構成員（「反社会的勢力」）が申請者又は申請団体にいる場合
- ・ 申請者（団体の場合は代表企業等）が市税及び横浜市に対する債務の支払等の滞納がある場合

3 助成対象事業

助成対象事業の例は、次のとおりです。

概要
ものづくりに対する理解促進や魅力向上、小・中学校の児童・生徒を主たる対象とした将来のものづくり人材の育成にかかる取組、イベントに対する助成です。 例) 近隣住民等を招いた工場見学やお祭り小学生を招いた職業体験 学校等へ出向いての出前講座・ワークショップ オンラインワークショップ、オンライン工場見学などオンラインイベントを含みます。

【助成対象外となる事業】

次のいずれかに該当する事業は助成対象外となります。

- ・ 公序良俗に反する、又はそのおそれがある事業
- ・ 事業の全てを委託する事業
- ・ 政治活動又は宗教活動に関する事業
- ・ 自社（申請団体の構成員を含む。）製品、サービスなどを販売・広報する事業
- ・ 参加者から料金等を徴し、利益を求める事業
- ・ 年間を通して行われるなど継続的な事業
- ・ 本市の他の助成金及び国、県、その他の地方公共的団体等から、他の制度による助成金の交付を受けた事業、又は交付を受ける予定がある事業
- ・ その他市長が適当でないと認める事業

4 助成対象経費

事業内容	経費区分	適用	備考
(1) ものづくりに対する住民等の理解促進又は魅力向上に資する事業	報償費	講師等への謝金、出演料等	事業に見合った講師料であること。
	旅費	講師等の交通費	申請者（団体の構成員を含む。）の視察等の旅費は対象外
(2) 小・中学校の児童・生徒を主たる対象とした将来のものづくり人材の育成に資する事業	消耗品費	周知等に必要なチラシ類の用紙代、材料代、案内看板等の製作費、イベント来場者に無料で配布する記念品等（チラシ等であらかじめ周知してあるもの）、スタッフ用被服費	事業に見合った数量であること。事務用品等の汎用的な消耗品は対象外
	燃料費	プロパンガス等の燃料、発電機用のガソリン等	事業用として明確に区分できないものは対象外
	食糧費	参加者に無料で提供する飲食料等	酒類は対象外 申請者（団体の構成員を含む。）のスタッフに提供される飲食料等は対象外
	印刷製本費	ポスター、チラシ、会議資料等印刷代	事業に見合った数量であること。
	光熱水費	助成対象事業の実施に必要なガス、水道、電気代等	事業用として明確に区分できないものは対象外
	通信運搬費	郵送料（切手は郵送枚数、郵送先、郵送理由を明記）	
	広告料	新聞折り込み費用等	事業に見合った数量であること。
	保険料	損害・賠償責任保険料、傷害保険料等	
	委託料	会場設営委託料、会場警備委託料等 オンラインイベント、サービスの構築委託費	
	使用料及び賃借料	会場使用料、賃借料、備品レンタル料、音響機材レンタル料等	

(備考) 1 助成対象（用途、単価、規模等）の確認が可能であり、かつ、本助成事業に係るものとして、明確に区分できる経費を対象とする。

2 備品や音響機材、オンラインイベントの実施機材等を購入する費用は対象外とする。

3 申請者の自社（団体にあつては、構成員全てをいう。）製品、サービス、人件費に対する費用は除く。

5 助成対象外となる経費

以下の経費は助成対象外となります。

- ・消費税及び地方消費税相当額並びに振込手数料
- ・助成対象経費以外の経費と混同して支払が行われており、助成対象経費との支払の区別が難しいものは対象経費から除外する。
- ・助成対象経費の支払先が、助成対象者及び助成対象団体の構成員又は構成員の属する企業等である場合は、対象外とする。

6 助成率及び助成限度額

助成対象経費の1/2（限度額 10 万円）

※本助成金の交付を受けることができる回数は1年度において1回まで、複数年度を通算して2回まで

7 手続きの流れ



8 事前相談

まずは、次の連絡先まで電話またはメールにてご連絡ください。

担当よりご連絡しますので、事業の概要、実施時期等をご説明いただき、要件を確認します。

【連絡先】

横浜市経済局ものづくり支援課ものづくり魅力発信助成金担当

(電話) 045-671-4681 (メール) ke-miryoku@city.yokohama.jp

9 申請書の提出

事業を開始する前日までに提出が必要です。

(1) 申請期限

2023年1月31日(火)午後5時まで

※予算額に達した場合は、申請期間前に募集を終了することがあります。

(2) 申請方法

まずは交付申請書類一式を次のアドレスへメールでご提出をお願いいたします。

メールアドレス: ke-miryoku@city.yokohama.jp

担当から折り返し確認の連絡をします。

担当確認後、書類一式を御郵送ください(事業を開始する前日までに必着)。発送後に、電話またはメールでご連絡ください。

(注意事項)

申請書は先着順に受付けます。ただし、書類不備の場合は、申請を受付けません。

提出書類	チェック
(1) ものづくり魅力発信助成金交付申請書(第1号様式)	
(2) 役員等氏名一覧表(第2号様式) ※団体での申請の場合、全ての団体分を提出	
(3) 発行から3か月以内の法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)等の写し (個人事業主の場合は、法務局へ申請した商号登記に関する登記事項証明書(登記簿)の写し又は税務署へ提出した開業届の本人控えの写し)	
(4) 定款、規約又は会則等の写し	
(5) 申請者の概要がわかる書類(パンフレット又は会社案内等)	
(6) 直近1年分の横浜市税(法人市民税、事業所税、固定資産税及び都市計画税)の納税証明書の写し(個人事業主の場合は個人の納税証明書の写し)	
(7) (6)のうち、非課税分の税については、非課税確認同意書(第3号様式)	
(8) 助成対象経費の金額が確認できる書類 (見積書、料金表、パンフレット等)	
(9) 事業概要が分かる書類(チラシ等または別に作成した事業概要書)	
(10) その他市長が必要と認める書類	

注) (3)、(4)、(6)、(7)については、申請者が2者以上の事業者(以下「団体」という。)の場合は、代表企業のみ書類で構いません。

10 実績報告書の提出

(1) 提出期限

事業完了の日から起算して 60 日以内又は2023年 3 月 15 日（水）までのいずれか早い日まで

(2) 提出方法

まずは実績報告書類一式を次のアドレスへメールでご提出ください。

メールアドレス： ke-miryoku@city.yokohama.jp

担当から折り返し確認の連絡をします。

担当確認後、書類一式を御郵送ください。発送後に、電話またはメールでご連絡ください。

(注意事項)

書類不備の場合は、助成金を交付しません。

提出書類	チェック
(1) 実績報告書（第 10 号様式）	
(2) 助成対象経費の支出を証明する書類の写し（請求書及び領収書等又は振込が証明できる預金通帳の写し等）※請求書のみは不可	
(3) 事業の実施状況を撮影した写真又は成果品等の写真等	
(4) その他市長が必要と認める書類	

11 注意事項

(1) 助成対象となる事業、経費等に変更があった場合は、速やかに連絡してください。ただし、対象要件を満たさなくなる場合等、変更内容について市長による承認が受けられない場合があります。

(2) 交付申請書に記載された交付申請額を上限として交付額を決定しますので、申請後に助成対象となる事業費の増額はできません。

(3) 助成金の交付後に、次のいずれかに該当するとして交付決定が取り消されたときは、助成金の全部又は一部を返還していただきます。

ア 助成金の交付条件に違反したとき。

イ 虚偽の申請や報告又は不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

ウ 助成金を交付することが適当でないと思えられる事由が発生したとき。

エ その他法令、条例又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき、又は助成金の返還事由と認められるような不正等の行為があり、市長が特に認めるとき。

(4) 申請書類や領収書等の関係書類は、5年間保管しなければなりません。

(5) 横浜市は、本助成金の交付を受けた者の名称及びその内容を公表する場合があります。

12 用語の定義

(1) 中小製造業者

中小企業者であり、かつ、その主たる事業が日本標準産業分類の「大分類 E—製造業」に該当する業種をいう。

(2) 中小企業者

中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に定める中小企業者であること。

【次表参照】

業 種	下記のいずれかを満たすこと	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
① 製造業、建設業、運輸業 その他業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業	5,000万円以下	100人以下
④ 小売業	5,000万円以下	50人以下

※次のみなし大企業は除く

- ア 一つの大企業（中小企業者以外の者）が発行済み株式総数又は出資総額の2分の1以上を単独に所有又は出資している中小企業者
- イ 複数の大企業が発行済み株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している中小企業者
- ウ 役員の半数以上を大企業の役員又は社員が兼務している中小企業者

【指定様式等のダウンロード】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/keieishien/seizou/kyousei-mono.html>

【書類提出先・問合せ先】

横浜市経済局ものづくり支援課 ものづくり魅力発信助成金担当
 (電 話) 045-671-4681 (メール) ke-miryoku@city.yokohama.jp
 (FAX) 045-664-4867
 〒231-0015 横浜市中区本町6-50-10 横浜市役所31階

【ものづくり支援課 地図】

